

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第六十二号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

令和三年六月一日

★ 食品衛生に関する条例施行規則及びかきの処理をする作業場に関する条例施行規則を廃止する規則（規則第六十三号）（食品生活衛生課）

一 廃止の要旨

食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例の廃止に伴い、次に掲げる規則を廃止した。

- 1 食品衛生に関する条例施行規則
- 2 かきの処理をする作業場に関する条例施行規則

二 施行期日等

- 1 施行期日

令和三年六月一日

- 2 経過措置

食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例の規定によりなおその効力を有することとされる認定及び許可を受けている者について、必要な経過措置を設けた。

★ 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十四号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

職業能力開発促進法施行規則の一部改正を踏まえ、専門課程の訓練基準に訓練の実施方法を追加するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年十月十二日から施行し、令和二年九月一日から適用する。